

## ○佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領運用マニュアル

佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日施行。以下「措置要領」という。）の運用に当たっての取扱いを次のとおり定める。

### 第1 指名停止等の措置

- 1 措置要領第1条の「指名停止等の措置」とは、措置要領第2条第1項に定める指名停止及び第12条に定める指名停止に至らない事由に関する措置を指し、次の各号に掲げる有資格業者に対して講じる入札参加制限の措置は対象ではない。
  - (1) 審査要領第17条第1項及び第2項に規定する資格抹消
  - (2) 審査要領第18条第1項に規定する資格一時停止
  - (3) 審査要領第19条第1項に規定する指名除外
  - (4) 佐倉市制限付き一般競争入札資格要件設定基準（平成19年8月1日施行）第5条第1項に規定する参加制限
- 2 指名停止は、一定の要件に該当するため佐倉市が発注する事業の契約の相手方としてふさわしくない有資格業者について、一定の期間、競争入札等の参加資格を停止する市内部の運用上の措置である。
- 3 指名停止等の措置は、有資格業者が対象であり、佐倉市簡易修繕（営繕）等受注参加者資格審査要領（平成13年5月1日施行）の規定に基づき作成される佐倉市簡易修繕参加者名簿の登載者を含め、資格者名簿に登載されていない者は指名停止等の措置の対象とならない。ただし、共同企業体については、それ自体は有資格業者ではないものの、有資格業者により構成され、競争入札に参加し、契約締結できる団体であることから、指名停止の対象となる。

また、有資格業者であれば、市発注事業の直接の受注者でなくても、下請負人や共同企業体の構成員であっても指名停止の対象となり得る。

### 第2 指名停止の効果

- 1 指名停止となった有資格業者は、指名停止期間中、市発注事業の受注に関して次の各号に掲げる制限がかかるものとする。
  - (1) 競争入札に係る入札参加資格の停止（措置要領第2条第2項）
  - (2) 随意契約からの排除（措置要領第10条）
  - (3) 市発注事業の下請負契約の禁止（措置要領第11条）
- 2 競争入札において既に入札参加資格有りとして決定した有資格業者について、決定後に新たに指名停止の措置を講じる場合には、当該入札への入札参加資格を取り消す。ただし、既に開札が終了し、当該有資格業者が落札者として決定している場合には、落札決定の取消しは行わない。
- 3 措置要領第10条ただし書きの「やむを得ない事由がある場合」とは、契約の性質又は目的から当該契約を履行できる業者が指名停止期間中の有資格業者に限られる場合や、災害発生に伴う応急的な復旧工事等緊急の必要がある場合で、当該工事を施工することができる者が指名停止期間中の有資格業者に限られ、かつ当該指名停止期間中

に契約を締結しなければならない客観的な状況にあるといった場合など、当該有資格業者との契約が公共の利益を確保するうえでやむを得ないと認められる場合等をいう。

- 4 措置要領第11条ただし書きの「やむを得ない事由がある場合」とは、当該契約を履行するうえで必要となる技術、特許等を持つ業者が当該指名停止期間中の有資格業者に限られ、当該有資格業者との下請負契約を認めることが公共の利益を確保するうえでやむを得ないと認められる場合等をいう。

### 第3 下請負人の責めによる指名停止

- 1 市発注事業において、措置要領別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当し、指名停止を行う場合は、責めを負うべき下請負人があることが明らかであっても、第一次的な責任は当該事業の受注者である元請負人が負うものとする。この場合において、下請負人が有資格業者であるか否かは指名停止を行う判断基準とはならない。故に、下請負人が有資格業者でない場合には、元請負人のみが指名停止の対象となることもあり得る。
- 2 措置要領第3条第1項の規定により下請負人が指名停止になる場合の下請負人の指名停止の期間は、原則として元請負人の指名停止の期間と同じ期間とする。ただし、当該下請負人に対し措置要領第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）又は第5条に基づく措置を適用する場合には、元請負人の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

### 第4 共同企業体に係る指名停止

- 1 共同企業体に対して指名停止を行う場合は、既に対象の事業について開札済みであって、新たに事業への参加が想定されない特定共同企業体については対象としない。
- 2 共同企業体に対して指名停止を行う場合において、措置要領第3条第2項の規定により共同企業体の構成員に指名停止を行う場合の指名停止の期間は、当該共同企業体の指名停止期間に構成員の出資比率を乗じて得た期間とする。ただし、当該構成員に対し短期加重措置又は第5条に基づく措置を適用する場合には、共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。
- 3 措置要領第3条第2項の「明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者」とは、分担施工型の共同企業体（いわゆる乙型共同企業体）であって各構成員の責任工区が明確である等、各構成員の責任の有無が明らかに特定できる場合において、責任がないとされた構成員をいう。
- 4 要領第3条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが要領別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、短期加重措置の対象としない。

### 第5 承継先事業者に係る指名停止

- 1 措置要領第3条の2の「関係会社等」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第25号に規定する関係会社のほか、同じ親会社を持つ子会社同士の場合等をいうものとする。

- 2 承継元事業者が指名停止の措置を受ける前に、当該指名停止の対象となる行為に係る部門を承継先事業者に承継した場合であっても、当該承継元事業者は指名停止の措置を免れない。
- 3 承継先事業者への指名停止に係る指名停止の期間は、承継元事業者の指名停止期間の末日までとする。当該承継先事業者が事業承継した時点において有資格業者ではなく、承継後に新たに有資格業者となった場合においても同様とする。

## 第6 指名停止の期間

- 1 有資格業者が要領別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、原則として指名停止の措置を決定した日とする。
- 2 指名停止期間中の有資格業者が、当該指名停止の原因となる事案とは別の事案によって指名停止の要件に該当し、再度の指名停止を講じる必要が生じた場合についても、現に進行中の指名停止の期間の満了を待って措置するのではなく、再度の指名停止の措置を決定した日を当該指名停止の期間の始期とする。
- 3 指名停止の期間は、原則として別紙「指名停止期間の判定基準」により定めるものとする。
- 4 措置要領第6条の「指名停止期間が資格者名簿の有効期間を超える場合」には、有資格業者が資格者名簿への登録を取り消し、再度登録をした場合を含むものとする。

## 第7 指名停止の期間の特例

- 1 措置要領第4条第1項の「有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したとき」とは、例えば1件の事故で事業関係者と公衆が同時に被害を受けた場合等をいう。
- 2 短期加重措置は、指名停止の措置を講じたにもかかわらず、同種の事案を繰り返して指名停止の措置要件に該当する行為を重ねた有資格業者に対し、より厳しく指名停止を講じるものであるため、市発注事業に係る違反行為等を対象とする別表第1と独占禁止法、刑法犯等を対象とする別表第2とは、それぞれ別に適用するものとする。
- 3 有資格業者が要領別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としない。
- 4 短期加重措置の対象となり、かつ、措置要領第5条各号のいずれかに該当することとなった場合には、短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うものとする。
- 5 措置要領別表各号において指名停止期間の短期が2週間の場合に短期加重措置を適用する場合の短期は3週間とし、措置要領第4条第3項の措置を適用する場合の短期は1週間とする。
- 6 措置要領別表各号において指名停止期間の短期が1か月の場合に措置要領第4条第3項の措置を適用する場合の短期は2週間とする。
- 7 措置要領第4条第3項及び第5項の「情状酌量すべき特別の事由」とは、例えば次のような場合をいう。
  - ア 贈賄に該当して指名停止を受ける場合で、指名停止の対象となる有資格業者の役員等又は使用人が公共機関の職員から強要されて当該職員に贈賄した場合

イ 独占禁止法違反行為に該当し指名停止を受ける場合で、独占禁止法第7条の4第2項又は第3項の規定に該当し、課徴金の減額を受けた場合

8 措置要領第4条第4項及び第5項の「極めて悪質な事由」とは、例えば次の各号に示す場合等をいう。

(1) 贈賄や独占禁止法違反を何度も繰り返している場合

(2) 故意に本市を欺いて契約を締結した場合

(3) 現場の安全体制を指示したにもかかわらず、これを怠り死傷事故を起こした場合

9 措置要領第4条第4項の「極めて重大な結果を生じさせた」とは、例えば次の各号に示す場合等をいう。

(1) 公衆又は事業関係者に多数の死傷者を出した場合

(2) 交通、電気、水道等を停止させる等、重大な社会的な影響を生じさせた場合

(3) 本市の事業に多大の支障を来した場合

## 第8 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例

1 措置要領第5条各号に掲げる事由の2以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うものとする。

2 措置要領別表各号において指名停止期間の短期が2週間の場合に措置要領第5条第1号から第3号までのいずれかの措置を適用する場合の短期は1か月とする。

3 措置要領第5条第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、本市に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

4 措置要領第5条第5号及び別表第2第2号の「他の公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合、及び私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。

## 第9 審査委員会に諮らない場合

1 措置要領第7条第2項第1号の規定により審査委員会に諮らないで指名停止を行う場合の指名停止の期間は、千葉県公共工事契約業務連絡協議会からの指名停止通知に示された期間とする。ただし、当該期間が、措置要領別表各号において当該通知の指名停止措置に該当することとなった基となる事実又は行為に該当する措置要件で規定する期間の短期より短い期間の場合又は長期より長い期間の場合は、措置要領別表各号の措置要件で規定する期間の短期又は長期とする。

2 措置要領第7条第2項第1号の規定により指名停止を行う場合において、対象となる有資格業者に短期加重措置又は第5条に基づく措置を適用する場合は、当該措置を行ったうえで前項の規定を適用するものとする。

## 第10 指名停止の通知

1 指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の指名停止の通知は別途行うものとする。

2 措置要領第8条第2項の「必要に応じ改善措置の報告を徴する」場合は、次の各号に示す場合とする。

- (1) 措置要領別表第2第1項、第5項ア又は第6項アに該当し指名停止となった場合
- (2) 指名停止の原因となる事案に極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたことにより措置要領第4条第4項を適用した場合
- (3) その他特に市長が必要と認めた場合

#### 第11 指名停止に至らない事由に関する措置

措置要領第12条の「必要があると認めるとき」とは、有資格業者による行為が指名停止措置を講じるまでには至らないが、状況によってはより重大な事態となり得るおそれがあった場合や、同種の行為が繰り返されることで、契約の適正な履行に重大な支障が生じるだけでなく、より大きな社会的経済的影響や物理的な被害がもたらされるおそれがある場合等をいう。

附 則（令和8年2月27日決裁 佐契第1194号）

このマニュアルは、令和8年3月1日から施行する。

## 別紙

### ○指名停止期間の判定基準

有資格業者に対し指名停止の措置を講じるに当たり、措置要領別表各号に定める措置要件に応じた指名停止期間の範囲内で指名停止の期間を定めるための手続き、基準等についてはこの基準によるものとする。

#### 第1 指名停止期間の判定手続き

指名停止期間の判定手続きは次の1から3までの手順により行うものとする。

##### 1 指名停止期間の範囲の決定

指名停止期間の範囲を次の手順により定める。

- (1) 指名停止の原因となった措置要件に基づき、措置要領別表により指名停止期間の短期（指名停止期間が特定される場合の当該期間を含む。以下同じ。）及び長期を確認する。1の事案により2以上の措置要件に該当する場合は、措置要領第4条第1項の規定により短期及び長期を定める。
- (2) 措置要領第4条第2項第1号又は第2号の規定に基づく短期加重措置の対象になる場合は、指名停止期間の短期を2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）にする。
- (3) 措置要領第4条第3項の措置の対象になる場合は、指名停止期間の短期を2分の1にする。
- (4) 措置要領第5条第1号の措置の対象になる場合は、指名停止期間の短期を2倍にする。
- (5) 措置要領第5条第2号の措置の対象になる場合（措置要領第5条第1号に該当する場合を除く。）は、指名停止期間の短期を2倍にする。
- (6) 措置要領第5条第3号の措置の対象になる場合（措置要領第5条第1号又は第2号に該当する場合を除く。）は、指名停止期間の短期を2倍にする。
- (7) 措置要領第5条第4号の措置の対象になる場合（措置要領第5条第1号又は第2号に該当する場合を除く。）は、指名停止期間の短期に1か月加算する。
- (8) 措置要領第5条第5号の措置の対象になる場合（措置要領第5条第1号又は第2号に該当する場合を除く。）は、指名停止期間の短期に1か月加算する。
- (9) 前号までの手続きの結果、指名停止の短期が長期を上回る場合は、措置要領第4条第4項の規定を適用し、指名停止期間の長期を2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）にする（指名停止を県公契連からの通知に基づき行う場合で、当該通知において措置要領第4条第4項と同等の措置を適用していない場合を除く。）。
- (10) 前号の手続きを経て、なお指名停止の短期となる期間が長期となる期間を上回る場合は、指名停止の短期を長期の期間とする。

##### 2 県公契連からの通知に基づく指名停止の場合

県公契連からの通知に基づき指名停止を行う場合は、当該通知で示された期間と前項で求めた指名停止期間とが次の各号の関係にある場合には、当該各号に記載の期間を指名停止期間とする。

- (1) 通知で示された期間が前項で求めた指名停止期間の短期と長期の範囲内に収まる場合 当該通知の期間
- (2) 通知で示された期間が前項で求めた指名停止期間の短期より短い場合 前項で求めた指名停止期間の短期
- (3) 通知で示された期間が前項で求めた指名停止期間の長期より長い場合 前項で求めた指名停止期間の長期

### 3 本市が独自に指名停止を講じる場合

- (1) 県公契連からの通知によらず、本市が独自に指名停止を講じる場合は、第1項で求めた指名停止期間の短期と長期とが次のア又はイの関係にある場合には、当該各号に記載の期間を指名停止期間とする。
  - ア 短期と長期が同じ期間になる場合（長期の期間がない場合も含む。） 第1項で求めた指名停止期間の短期
  - イ 短期が長期を下回る場合 第1項で求めた指名停止期間の短期を指名停止期間の基礎として、「第2 措置要領別表各号の判定基準」により加算した期間
- (2) 前号イの期間とする場合は、措置要領第7条第1項の規定に基づき審査委員会に諮ったうえで指名停止期間を決定するものとする。

## 第2 措置要領別表各号の判定基準

### 1 総則

- (1) 措置要領別表第1は主に個別の事業に係る契約違反、事故等によって本市と有資格業者との間の信頼関係を毀損し、契約の相手方として不相当であると判断される場合の取扱いを定めたものであり、措置要領別表第2は主に贈賄や独占禁止法違反行為等、法令に違反する行為等により契約の相手方として不相当であると判断される場合の取扱いを定めている。

法令違反等の行為は、発注者として厳正に対処する観点から全国対応とされており、原則として県公契連の通知に基づき指名停止を行うものとする。

また、例えば有資格業者が建設業法に違反し、市発注事業を一括下請負に付した場合など、措置要領別表第1と措置要領別表第2のどちらの措置要件にも該当し得る事案が発生した場合には、原則として措置要領別表第2の措置要件を用いて指名停止を行うものとする。

- (2) 指名停止の判定は、指名停止の措置要件に該当する事案が発生したことが明らかになった後、速やかに行うものとする。この場合において、「指名停止の措置要件に該当する事案が発生したことが明らかになった」ときとは、次のアからイまでに示すときとする。

ア 本市の業務（市発注事業を含む。以下同じ。）において、措置要領別表第1各号又は措置要領別表第2第8号から第10号までに該当する事案 当該事案の責任が有資格業者にあることが明らかになったとき

イ ア以外の事案 県公契連からの指名停止の通知が本市に到達したとき

- (3) 措置要領別表第2において、有資格業者の役員等の肩書は、違反行為の時点の肩書をもとに判断する。事案の発覚時点で当該行為を行った者が退職している場合であっても、指名停止は適用されるものとする。
- (4) 指名停止期間の加算は、指名停止の措置要件に該当することとなった事案の悪質性及び結果の重大性（損害の程度及び社会的影響）に基づき判定するものとする。
- (5) 第3項又は第4項の判断基準に基づき指名停止期間を加算する場合において、加算の結果、「第1 指名停止期間の判定手続き」で求めた指名停止期間の長期を超える場合は、指名停止期間を当該指名停止期間の長期とする。ただし、第3項又は第4項の判断基準の項目に「★」がついている場合は、「極めて悪質な事由がある又は極めて重大な結果を生じさせた」場合に該当するものとして措置要領第4条第4項を適用し、長期の期間の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）の範囲内で指名停止期間を判断するものとする（既に同項が適用されている場合を除く。）。

## 2 用語の定義

- (1) 措置要領別表第1第2号、第3号及び第6号から第10号までの措置要件において「実施に当たり」とは、事業を実施する過程で行われる全ての行為を含めて解釈するものとする。
- (2) 措置要領別表第1第7号から第10号までの措置要件及び措置要領別表第1第2号及び第7号の措置要件の加算基準において「負傷者」とは、診断書等により入院加療又は1週間以上の通院加療が必要と認められる負傷者をいうものとする。
- (3) 措置要領別表第1第7号から第10号までの措置要件及び措置要領別表第1第2号、第7号及び別表第2第10号の加算基準において「死亡者」とは、事故に起因して当該事故発生後48時間以内に死亡した者をいうものとする。
- (4) 措置要領別表第1第7号及び第8号の措置要件及び措置要領別表第1第2号、第7号及び別表第2第10号の加算基準において「損害」とは、財産を破損、破壊又は焼失等した場合、又は個人情報等の漏えい等身体、生命又は財産に直接の被害を生じない損害を10世帯以上に与えた場合をいう。また、「損害が軽微」とは、損害額（実損害の額のみとし、間接損害や逸失利益、慰謝料等の額は含まないものとする。）が40万円未満のものをいうものとする。
- (5) 措置要領別表第1第2号、第7号及び別表第2第10号の加算基準において「負傷者（中等症程度）」とは、入院加療を必要とするが重症以上に当たらない負傷者をいうものとする。
- (6) 措置要領別表第1第2号、第7号及び別表第2第10号の加算基準において「負傷者（重症以上）」とは、3週間以上の入院加療を必要とする負傷者をいうものとする。

- (7) 措置要領別表第1第2号、第7号及び別表第2第10号の加算基準において、「社会的影響が生じた」とは、道路、交通機関、電気、ガス、水道、通信等のライフラインに影響を与えた場合で、10世帯以上100世帯未満に影響を与え（道路、交通機関の場合を除く。）、かつ12時間以内に復旧した場合をいう。
- (8) 措置要領別表第1第2号、第7号及び別表第2第10号の加算基準において、「重大な社会的影響が生じた」とは、道路、交通機関、電気、ガス、水道、通信等のライフラインに影響を与えた場合で、100世帯以上が影響を受けた場合（道路、交通機関の場合を除く。）、又は復旧に12時間以上を要した場合をいう。
- (9) 措置要領別表第1第7号及び第9号の加算基準において、「重大な過失」とは、容易に事故の発生を予測することができ、かつ、容易に回避策を講じることができるともかかわらず、その注意義務を怠って事故を起こした場合をいう。
- (10) 措置要領別表第2第1号の措置要件において、「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいう。具体的には、会社法第354条で例示している社長及び副社長のほか、現状では代表権のない取締役会長、取締役社長、取締役副社長や理事長についても該当するものとする。
- (11) 措置要領別表第2第1号の措置要件において、「一般役員」とは、「代表役員等」以外の代表権を有しない役員のことをいい、例えば、会計参与や監査役、執行役員のほか、常務取締役、取締役等が該当するものとする。また、一般役員等の「等」とは、支店長、営業所長等の常時事業の契約を締結する事務所を代表する者をいう。
- (12) 措置要領別表第2第1号の措置要件において、「使用人」とは、「代表役員等」及び「一般役員等」以外の者をいい、副支店長や支店長代理といった地位にある者のほか、顧問や一般従業員も該当する。
- (13) 措置要領別表第2第2号、第3号及び第6号の措置要件において、「他の公共機関の職員」とは、本市以外の公共工事を発注する全ての公共機関に所属する国家公務員又は地方公務員のほか、刑法その他の罰則の適用について法令により公務に従事する職員とみなされる各種独立行政法人等の職員等、いわゆる「みなし公務員」、また、公務員又はみなし公務員に該当しないが、高速道路株式会社法等の個別の立法によって設置された組織の役職員も含むものとする。
- (14) 措置要領別表第2第5号、第7号及び第10号の措置要件において、「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

### 3 措置要領別表第1各号の加算基準

この項では、市発注事業に係る措置要件で別表各号に記載の指名停止期間が短期及び長期の範囲で示されているもの（措置要領別表第1第1号、第2号、第6号、第7号及び第9号）について、指名停止期間を加算する基準を示す。

- (1) 虚偽記載（第1号）
  - ア 対象

入札に係る提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料に関し、故意又は過失により虚偽の記載をし、提出した有資格業者を対象とする。そのため、次に掲げる場合はこの号の対象とはならない。

- ・ 錯誤による誤記載の場合
- ・ 契約締結後に当該事業に関し提出した書類に係る虚偽記載の場合（別表第1第6号の対象となる。）
- ・ 資格者名簿の登録に係る提出書類に係る虚偽記載の場合（審査要領第17条第1項及び第2項に規定する資格抹消の対象となる。）

また、故意又は過失による虚偽記載の場合であっても、次の場合はこの号の対象としない。

- ・ 当該虚偽記載に関連して私文書偽造等の容疑で関係者が逮捕又は起訴された場合（別表第2第10号の対象となる。）

#### イ 加算基準

以下の項目に該当する場合は、記載の期間を加算する。

##### 【悪質性による加算】

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| ・ 虚偽記載の書類が複数ある場合            | 1 か月加算 |
| ・ 総合評価の加算点に影響する資料に係る虚偽記載の場合 | 2 か月加算 |
| ・ 低入札価格調査に資料に係る虚偽記載の場合      | 2 か月加算 |
| ★資料の捏造等、故意に虚偽記載を行った場合       | 3 か月加算 |

#### ウ 留意事項

- ・ 対象外となる「錯誤による誤記載」とは、本市の意図伝達が不十分なため、有資格業者が確認したにもかかわらず誤った記載をした場合等をいい、有資格業者が事実関係等を確認せずに勘違いをしたまま誤った記載した場合等は過失とみなす。

### (2) 過失による粗雑事業（第2号）

#### ア 対象

事業の履行中、完了後を問わず、有資格業者が過失により事業を粗雑にしたと認められる場合（契約不適合が軽微である場合を除く。）が対象になる。請負だけでなく、委託にかかる「善管注意義務違反」もこの号の対象とする。なお、次に掲げる場合はこの号の対象とはならない。

- ・ 監督職員等の誤った指示によるものである場合、天災等の不可抗力によるものである場合、又は現在の技術水準では予測し得ない事態である場合等、粗雑事業の原因が有資格業者の過失とはいえない場合
- ・ 故意に事業を粗雑にした場合（審査要領第17条第1項及び第2項に規定する資格抹消の対象となる。）

また、過失による粗雑事業が認められた場合であっても、次の場合はこの号の対象としない。

- ・ 請負事業の履行中に契約不適合箇所が認められたものの、監督職員からの改善（修補）指示を受け、検査時点では既に修補されている場合（改善（修補）指

示に従わないため、監督職員が契約約款の規定に基づき改造要求をした場合を除く。)

- ・履行中の安全管理措置が不適切なため事故を起こした場合（別表第1第7号又は第9号の対象となる。)

#### イ 加算基準

以下の項目に該当する場合は、記載の期間を加算する。

##### 【悪質性による加算】

- ・対象となる箇所又は行為が複数ある場合 1か月加算
- ・低入札価格調査を経て契約締結した事業の場合 2か月加算

##### 【結果の重大性（損害の程度）による加算】

- ・粗雑事業を原因とする事故で負傷者（中等症程度）を生じた場合 1か月加算
- ・粗雑事業を原因とする事故で負傷者（重症以上）を生じた場合 2か月加算
- ・粗雑事業を原因とする事故で死亡者を生じた場合 3か月加算
- ・粗雑事業を原因とする事故で第三者に損害（軽微なものを除く。）を与えた場合 1か月加算

- ★粗雑事業を原因とする事故で本市の財産に補修では対応不能の損害を与えた場合 3か月加算

##### 【結果の重大性（社会的影響）による加算】

- ★負傷者が5人以上の場合 1か月加算
- ★死亡者が3人以上の場合 2か月加算
- ・市の施設等を1か月以上利用停止させた場合 1か月加算
- ・損害により社会的影響が生じた場合 2か月加算
- ★損害により重大な社会的影響が生じた場合 3か月加算

#### ウ 留意事項

- ・措置要件において「契約不適合が軽微である」とは、当該契約不適合箇所が事業目的物の主要部分ではなく、その機能や目的に影響を与えるものではない場合等をいうものとする。
- ・加算基準において「補修では対応不能」とは、当該財産の所期の目的を達成するためには改築又は新築若しくは新造する必要がある場合等をいう。

### (3) 契約違反（第6号）

#### ア 対象

別表第1第2号、第4号又は第5号の措置要件以外の契約違反が対象になる。例としては、建設工事における現場代理人の常駐義務違反や社会保険等未加入事業者への一次下請負契約、一括下請負、紛争解決の不履行等が挙げられる。

なお、次に掲げる場合はこの号の対象とはならない。

- ・業務委託（委任又は準委任）における善管注意義務違反（別表第1第2号の対象となる。)

- ・当該違反行為に関し、監督官公庁から行政処分を受けた場合（別表第2第7号又は第10号の対象となる。）
- ・当該違反行為に関し、代表役員等、一般役員等若しくは使用人が法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合（別表第2第10号の対象となる。）
- ・監督・検査の実施に当たり職員の職務を妨害した場合（審査要領第17条第1項及び第2項に規定する資格抹消の対象となる。）

#### イ 加算基準

以下の項目に該当する場合は、記載の期間を加算する。

##### 【悪質性による加算】

- ・契約により技術者等に対し現場常駐義務又は専任義務を課している場合で当該義務に違反した場合 2週間加算
- ・一括して下請負させた又は一括して下請負した場合 2週間加算
- ・社会保険等未加入事業者に一次下請負させた場合で本市の指定する期間内に元受業者から当該社会保険等未加入事業者が社会保険等の届出の義務を履行したことが確認できる書類を提出しない場合 1か月加算
- ・契約に基づく履行の催告をした場合（契約解除をした場合を除く。） 1か月加算
- ・低入札価格調査を経て契約締結した事業の場合 2か月加算
- ★当該契約違反を故意に行っていた場合 3か月加算

#### ウ 留意事項

- ・「契約」には、契約書のみならず、契約図書や監督職員又は調査職員の書面による指示等も含まれる。

### (4) 安全管理措置の不適切により生じた事故（第7号及び第9号）

#### ア 対象

安全管理措置が不適切であったことによって事故が発生した場合が対象になる。そのため、次に掲げる場合はこの号の対象とはならない。

- ・事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
- ・事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる作業現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

また、事業の完了後、契約不適合に起因する事故が起きた場合はこの号の対象とはならず、措置要領別表第1第2号の対象となる。

#### イ 加算基準

- ⑦第7号において、以下の項目に該当する場合は、記載の期間を加算する。

##### 【悪質性による加算】

・低入札価格調査を経て契約締結した事業の場合	2か月加算
★事故の原因が重大な過失によるものの場合	2か月加算
【結果の重大性（損害の程度）による加算】	
・負傷者（中等症程度）を生じた場合	1か月加算
・負傷者（重症以上）を生じた場合	2か月加算
・死亡者を生じた場合	3か月加算
【結果の重大性（社会的影響）による加算】	
★負傷者が5人以上の場合	1か月加算
★死亡者が3人以上の場合	2か月加算
・損害により社会的影響が生じた場合	2か月加算
★損害により重大な社会的影響が生じた場合	3か月加算

①第9号において、以下の項目に該当する場合は、記載の期間を加算する。

【悪質性による加算】

・低入札価格調査を経て契約締結した事業の場合	2か月加算
★事故の原因が重大な過失によるものの場合	2か月加算
【結果の重大性（損害の程度）による加算】	
・負傷者（中等症程度）を生じた場合	2週間加算
・負傷者（重症以上）を生じた場合	1か月加算
・死亡者を生じた場合	2か月加算
【結果の重大性（社会的影響）による加算】	
★負傷者が5人以上の場合	1か月加算
★死亡者が3人以上の場合	2か月加算

#### ウ 留意事項

- ・1の事故において公衆及び事業関係者に被害を与えた場合は、第7号及び第9号の両方が適用される。この場合の指名停止期間は措置要領第4条第1項の規定によるものとし、公衆損害事故に関しては第7号、事業関係者事故に関しては第9号の加算基準をそれぞれ適用する。
- ・「安全管理措置が不適切」とであると認められるのは、原則として次の㉗の場合とする。ただし、①によることが適当である場合には、これによることができるものとする。
- ㉗発注者が契約図書等により具体的に示した事故防止の措置を有資格業者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての有資格業者の責任が明白となった場合
- ①当該事業の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- ・安全管理措置が不適切であるとして指名停止を行った後に警察又は労働基準監督署の判断等がなされた場合で、当該警察等の判断内容に市の調査結果にない新たな事実（情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由に限る。）があ

ることが判明したときは、措置要領第4条第5項を適用し、指名停止の期間の変更又は新たな指名停止をすることができるものとする。

#### 4 措置要領別表第2各号の加算基準

措置要領別表第2については、原則として県公契連からの指名停止の通知に基づき判定する。ただし、措置要領別表第2第8号から第11号までの規定（その他不正又は不誠実な行為）は、包括条項としての規定であるため、本市の業務に関して行われた不正又は不誠実な行為も含まれる。ここでは、本市の業務に関し、措置要領別表第2第9号及び第10号が適用される場合の加算基準の一例を示す。

##### (1) 本市の職員に対する働きかけ（第9号）

###### ア 対象

有資格業者の関係者が佐倉市市政に関し職員が受けた働きかけの取扱いに関する規則（平成14年規則第79号）第2条第1項各号に規定する働きかけ（同規則第1条に規定する働きかけをいう。）を行った場合において、同規則第4条に規定する「組織として必要な措置を講ずる」必要があると判断された場合に適用するものとする。なお、次に掲げる場合はこの号の対象とはならない。

- ・本市の職員が収賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、時効により有資格業者の贈賄罪が立件されなかった場合（別表第2第10号の対象となる。）
- ・働きかけにより刑法その他の法令に違反し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合（贈賄の場合は別表第2第1号、公契約関係競売等妨害の場合は別表第2第6号、その他の場合は別表第2第10号の対象となる。）

###### イ 加算基準

以下の項目に該当する場合は、記載の期間を加算する。

###### 【悪質性による加算】

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| ・市発注事業に係る働きかけの場合           | 2か月加算 |
| ・繰り返し働きかけをした場合             | 2か月加算 |
| ★職員に対し情報の提供又は作業の実施等を強要した場合 | 3か月加算 |
| ★職員に対しどう喝、威かく、脅迫等を行った場合    | 4か月加算 |

##### (2) その他業務に関する不正又は不誠実な行為（第10号）

###### ア 対象

別表第1各号及び別表第2第1号から第9号までに該当しない場合で業務に関し不正又は不誠実な行為があった有資格業者については、この号の対象となる。一例として、次に掲げる場合にこの号の対象とする。

- ・有資格業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- ・建設業法以外の法令により営業停止命令その他の行政処分を受けた場合（建設業法の場合は別表第2第7号の対象となる。）

- ・本市又は他の公共機関の職員が収賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、時効により有資格業者の贈賄罪が立件されなかった場合

#### イ 加算基準

原則として県公契連の通知によるものとするが、市独自に指名停止を講じる必要がある場合は、事案の悪質性及び結果の重大性（損害の程度及び社会的影響）を考慮し、記載の期間を加算する。

加算の基準は以下の項目による。

##### 【悪質性による加算】

- ・市発注事業の場合 2か月加算

##### 【結果の重大性（損害の程度）による加算】

- ・負傷者（中等症程度）を生じた場合 1か月加算
- ・負傷者（重症以上）を生じた場合 2か月加算
- ・死亡者を生じた場合 3か月加算
- ・本市又は第三者に損害（軽微なものを除く。）を与えた場合 1か月加算

##### 【結果の重大性（社会的影響）による加算】

- ・損害により社会的影響が生じた場合 2か月加算
- ★損害により重大な社会的影響が生じた場合 3か月加算

#### ウ 留意事項

- ・使用人の業務に関する不正又は不誠実な行為が明らかになった場合には、単にその事実だけではなく、有資格業者が公共工事の「請負契約の相手方として不相当であると認められる」か否かについて、その内容を慎重に判断する必要がある。